

「JAリフォームローン 型」商品概要説明書

(平成23年10月3日現在)

商品名	JAリフォームローン 型																				
お使いみち	ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 (住宅関連設備の例) 耐震改修工事、造園、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備 等																				
ご利用いただける方	JA地区内に居住またはお勤めの方で、JAの組合員の方。 現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員とすることができます。 お借入時の満年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の満年齢が76歳未満の方。 前年税込年収が150万円以上ある方。 自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。 勤続年数が1年以上または営業年数が3年以上の方。 団体信用生命共済に加入できる方。 当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 その他当JAが定める条件を満たしている方。																				
お借入れ額	10万円以上500万円以内(1万円単位)。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。																				
お借入れ期間	1年以上10年6ヶ月以内(1ヶ月単位)																				
お借入れ利率	固定金利型 当初のお借入れ利率を完済時まで適用いたします。 金利は、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。																				
ご返済方法	元利均等返済 (毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)または 元金均等返済 (毎月の返済元金額が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。																				
担保	不要です。																				
保証人	当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																				
保証料	一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 一括前払い ご融資時一括して保証料(保証料率:年0.5%)をお支払いいただきます。 【お借入れ額100万円あたりの一括支払保証料例(概算金額)】 ・元利均等返済の場合 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>お借入れ期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>8,000</td> <td>13,000</td> <td>17,000</td> <td>23,000</td> </tr> </table> ・元金均等返済の場合 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>お借入れ期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>8,000</td> <td>12,000</td> <td>16,000</td> <td>22,000</td> </tr> </table> 分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料(保証料率:年0.5%)をお支払いいただきます。	お借入れ期間	3年	5年	7年	10年	保証料(円)	8,000	13,000	17,000	23,000	お借入れ期間	3年	5年	7年	10年	保証料(円)	8,000	12,000	16,000	22,000
お借入れ期間	3年	5年	7年	10年																	
保証料(円)	8,000	13,000	17,000	23,000																	
お借入れ期間	3年	5年	7年	10年																	
保証料(円)	8,000	12,000	16,000	22,000																	
団体信用生命共済	当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。																				
手数料	不要です。																				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または信用部(電話:089-943-8731)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)																				

その他

お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。



JAバンクえひめ